

第3章 市税の納付

1 市税の納付場所及び方法

市税の納付場所 (令和8年4月1日現在。金融機関等は変更になる場合があります。)

- (1) 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
(2) 以下の銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合等(全国の本店・支店・出張所で納付できます。)

銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正
信用金庫	京都、京都中央
信用組合	京滋、近畿産業
農業協同組合	京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都
その他	近畿労働金庫

- (3) 近畿2府4県(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県)の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局
(4) 全国の地方税統一QRコード対応金融機関(納付書に地方税統一QRコードが印刷されているもののみご利用いただけます。)
(5) 以下のコンビニエンスストアの全国店舗(個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)及び軽自動車税の納付金額が30万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書のみご利用いただけます。)

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ハマナスクラブ、MMK(マルチメディアキオスク)設置店(ただし無人端末機を除く)

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

口座振替による納付

口座振替制度とは、お申し込みいただいた預貯金口座から、納期ごとに自動的に振り替えて市税を納税いただく制度です。

ご利用いただける税目

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税

お申し込み手続

本市指定の金融機関の本店・支店・出張所又は全国の郵便局でお申し込みいただけます。預貯金通帳、通帳届出印及び納税者コードがわかるもの（納税通知書等）をお持ちのうえ、お申込みください。

また、市税事務所納税推進担当に郵送で「京都市 市税 口座振替依頼書」を提出していただくことも可能です。

「京都市 市税 口座振替依頼書」は京都市内の金融機関、郵便局に備えています。

また、京都市のホームページ（「京都市情報館」）から「京都市 市税 口座振替依頼書」をダウンロードすることもできます。

京都市税口座振替

検索



口座振替の開始

口座振替は、お申し込みされた金融機関から京都市への連絡が完了した翌月以降の納期分から開始されます。京都市での手続き完了後に口座振替の開始時期をお知らせするハガキを送付しますので、それまではお手持ちの納付書で納付してください。

口座振替に当たって、期別納付の場合は納期限ごとに各期別の金額を、一括納付の場合は第1期分の納期限に年税額を、ご指定の口座から振替いたします。（年度の途中に一括納付にてお申し込みの場合、その年度分は期別納付として取扱い、翌年度から一括納付となります。）

また、領収書は発行されませんので、振替済額の確認は預貯金通帳への記載によりお願いします。

なお、振替日の預貯金残高不足等により振替できないときは納付書を送付しますので、金融機関等の窓口でお納めいただくこととなります。（振替日以降に入金されても再度の振替はできませんのでご了承ください。）

口座振替ってこんなに便利！！

- ・納付のたびに区役所や金融機関へお出かけになる手間が省けます。
- ・納期を忘れていても安心です。

クレジットカード・ネットバンキングによる納付

納付専用サイトをご利用いただくことで、クレジットカード・ネットバンキングによる納付が可能です。（金融機関やコンビニエンスストア、区役所等の窓口ではご利用いただけません。）

ご利用いただけるサイトや諸条件は、納税いただく税目により異なります

なお、クレジットカードのご利用に際しては所定のシステム利用料が必要となります。

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）

★ ご利用いただける納付書

納付金額が30万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコード及びクレジットカード・ネットバンキング納付用の納付書番号等が印刷されているもの

★ ご利用いただける納付専用サイト

「京都市税納付サイト (https://koukin.f-regi.com/fc/kyoto_city/)」



固定資産税・都市計画税、軽自動車税

★ ご利用いただける納付書

e L 番号が記載された納付書

★ ご利用いただける納付専用サイト

「地方税お支払サイト※ (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)」

※ 「地方税お支払サイト」は、令和8年9月24日から「e L（エル）お支払サイト」に名称変更予定です。



スマートフォン用決済アプリによる納付

納付書に印刷されたバーコードまたはe L-QR（QRコード）をスマートフォン用決済アプリ（以下、アプリといいます。）で読み取ることで、電子マネーによる納付が可能です。（金融機関やコンビニエンスストア、区役所等の窓口ではご利用いただけません。）

ご利用いただけるアプリや諸条件は、決済の方法により異なります

バーコード読取による決済

★ ご利用いただける納付書

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付金額が30万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコードが印刷されているもの

★ ご利用いただけるアプリ等、詳細は以下のページでご確認ください。

「京都市情報館 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000270746.html>)」



QRコード読取による決済

★ ご利用いただける納付書

固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付書で、e L-QRが印刷されているもの

★ ご利用いただけるアプリ等、詳細は以下のページでご確認ください。

「地方税お支払サイト※ (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)」



※ 「地方税お支払サイト」は、令和8年9月24日から「eL（エル）お支払サイト」に名称変更
予定です。

2 納期を過ぎて納付がない場合

延滞金

納期限を過ぎますと、税金のほかに延滞金を納めていただくこととなります。

- 納期限の翌日から1箇月を過ぎるまでの期間
年7.3%（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限 年7.3%）となります。令和8年中の割合は年2.8%）
- 上記以後
年14.6%（各年の延滞金特例基準割合が7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。令和8年中の割合は年9.1%）
※「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合

滞納処分

市税は、納税者が自主的に納めていただくこととなっています。

納期限を過ぎても市税の納付がない場合は、税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、地方税法、国税徴収法、市税条例などの規定に基づき、差押えをはじめとして、厳正な滞納処分を行うこととなります。

なお、納付が困難な場合は、納期限内に1月1日現在にお住まいの地域の担当を所管する市税事務所納税室納税第1～6担当又は諸税徴収担当に相談してください。

※ 相談先については、69ページの納税相談をご参照ください。

3 特別な事情で市税の納付が困難な場合

納税の猶予

納税者が次のいずれかに該当し、市税の納付が困難と認められる場合には、申請によって原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予を受けることができます。

- (1) 災害を受けたとき又は盗難にあったとき
- (2) 本人又は家族が病気にかかり又は負傷したとき
- (3) 事業を廃止又は休止したとき
- (4) その事業につき著しい損失を受けたとき
- (5) (1) から(4)までに該当する事実に類する事実があったとき
- (6) 本来の納期限から1年以上を経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

また、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合には、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、差押えを受けている財産は売却されないほか、差押え前であれば差押えが猶予される場合（換価の猶予）があります。

猶予の申請をされる際には、1月1日現在にお住まいの地域の担当を所管する市税事務所納税室納税第1～6担当又は諸税徴収担当に相談してください。

※ 詳細な相談先については、69ページの納税相談をご参照ください。

4 不服申立て（審査請求）等について

市税の課税や差押えなどの処分について不服がある人は、市長に対して文書により不服申立てをすることができます。

※オンラインによる申請も可能です（詳細は、京都市のホームページ（「市税に係る審査請求」：<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000217675.html>）をご覧ください。）

※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、別途、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます（38ページ参照）。

不服申立て等の手続方法については、それぞれの通知書に記載してあります。

主な処分の不服申立て期間は、次のとおりです。

区分	不服申立ての期間
市税の課税の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内又はその公売の期日のいずれか早い日まで

なお、これらの処分の取消しを求める訴えは、原則として上記の不服申立てを経た後でなければ提起することができないとされており、不服申立てに係る裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として提起することができます。